

平成20年度豊橋市民病院職員

採用予定職種/予定人員 助産師・看護師/100人程度

募集要項の配布 市民病院管理課・総合案内所、市役所案内所

各窓口センター、ホームページ

(<http://www.municipal-hospital.toyohashi.aichi.jp>) 申し込み

郵送の場合は6月20日(必着)までに、持参の場合は6月7日

～20日(土・日曜日、を除く)の午前8時30分～午後5時15分

に市民病院管理課(〒441-8570 青竹町字八間西50) 試験

6月30日(土)/第一次(適性検査・筆記試験・小論文)、7月

14日(土)/第二次(面接等) 試験会場 市民病院講堂 給与

給料のほか期末・勤勉手当など各種手当を支給 その他 試験

ガイダンスを6月16日(土)に実施します 問合せ先 市民病院管理課(☎51・2676)

二川宿本陣まつり

大名行列お姫様役

11月11日(日)開催予定の二川宿本陣まつり「大名行列」をはじめ、各種行事に参加していただくお姫様役を募集します。

募集人員 2人(雅姫・琴姫)

応募資格 市内在住・在学・

在勤の女性(未婚・既婚不問。ただし、高校生と18歳未満の方は除く)

賞金 各20万円 応募方法 6月1日～30日(消印有効)に申込用紙に写真1枚

(サービス判で最近6か月以内に撮影し、1人で写っているもの)を添えて二川宿本陣まつり

開催実行委員会(〒441-3155 二川町字中町65 二川宿本陣資料館内☎41・8580) 申込

用紙は二川宿本陣資料館、市役所およびほづひろば、各窓口センター、市民センター、市民文

化会館、美術博物館、中央図書館、駅前文化ホール、各地区・

校区市民館、豊橋商工会議所、ホームページ(<http://www.toyohaku.jp/home>)で配布中。

平成18年度の琴姫と雅姫



平成18年度の琴姫と雅姫

一般

天然記念物植生回復作業

ボランティアスタッフ

募集人員 20人 対象 事前に3回開催するボランティア

講座(6月24日、7月29日、8月12日の日曜日午後3時よ

り美術博物館)を受講できる方 内容 県指定天然記念物

の葦毛湿原や市指定天然記念物のナガバノイシモチソウ自

生地の植生回復作業のお手伝いをしていただきます。指定

地内への侵出植物の除去などを年5～6回行います 申し込み

6月20日までに美術博物館(☎51・2879)

こどもDAISUKIタウン

ボランティアスタッフ

来年度、松葉町にオープン予定の「こども未来館」(愛称…

ここにこ)では、こども向けのさまざまなプログラムを試

行するため、プレイベントとして「こどもDAISUKIタウン」

の開催を予定しています。「こどもが運営するまちをつくる

う」をテーマにしたイベント

アカウミガメの保護にご協力ください

問合せ

環境保全課(☎51・2385☎56・5126
✉ kankyohozen@city.toyohashi.lg.jp)

豊橋市の表浜海岸は、絶滅危惧種であるアカウミガメの数少ない産卵地の一つです。毎年5月から8月の間にカメは上陸・産卵し、10月頃までに卵は孵化します。アカウミガメの保護調査活動と貴重な海岸環境を守るために、次のことにご協力をお願いします。なお、豊橋市では今後、アカウミガメの生態などに関する自然観察会を随時開催し、本紙などでお知らせしますので、ぜひ参加してください。

市民のみなさんへお願い

- ・アカウミガメはとても警戒心が強く音や光に敏感なので、夜になったら騒がず、深夜に及ぶ焚き火や花火はやめましょう。
- ・自分のゴミは自分で持ち帰り、積極的にゴミを拾って

砂浜をきれいにしましょう。

- ・夜間に上陸したアカウミガメを見つけたら、照明を消し、遠くから静かに見守りましょう。
- ・上陸、産卵、孵化や死体の漂着などアカウミガメについての情報がありましたら、環境保全課まで連絡してください。



アカウミガメ



昨年のイベントのようす

こどもDAISUKI(だいすき)タウン

とき	活動時間	内容
6月23日(土)	午前9時～正午	企画打合せ
7月26日(休)	3時間程度	準備・会場設営
7月28日(土)	3時間程度	イベント
7月29日(日)	3時間程度	イベント

場所等詳細は後日連絡します。

@city:toyohashi.jp)

で、その企画運営を手伝っていただくボランティア・スタッフを募集します。
日程など 左表 **募集人数** 20人程度 **対象** どなたでも
申し込み 6月15日までに住所、氏名、年齢、電話番号を都心活性課(〒440-0897 松葉町二丁目10番55・8119 電話55・81000 toshinkassei)

すべての住宅(戸建て住宅・共同住宅)に住宅用火災警報器の設置が必要となりました!

暮らしの安全安心

ひょうご市

問合せ先

消防本部予防課(☎51・31115)
 中消防署(☎52・01119)
 南消防署(☎46・01119)



豊橋市消防マスコットキャラクターヒゲッシー

住宅用火災警報器設置義務化まであと1年となりました。

既存住宅は、平成20年5月31日までに住宅用火災警報器を設置してください。

購入は、防災設備取扱店・量販店・電化製品販売店などで購入できます。また、都市ガス警報器との複合型はリースで取り扱います。購入の際は、左のNSマークがついているものを選びましょう。なお、新築住宅の場合は、平成18年6月1日から義務化されています。



NSマーク

悪質な訪問販売にご注意ください

消防職員が住宅用火災警報器や住宅用消火器を訪問販売することはありません。

例1 消防職員のような服装で

消防職員を装って販売。

2、「設置するには資格が必要です。」といって販売。

3、「警報器設置が義務化されました。今すぐにつけなければいけません。」と威圧的に販売。

なお、住宅用火災警報器はクーリングオフの対象商品となっています。

6月3日～9日は危険物安全週間

(危険物安全週間推進標語)

「危険物 目指せ無事故のMVP」 私たちの身の回りには、灯油、ガソリン、油性塗料、てんぷら油、スプレー缶など数多くの危険物があります。これらは生活必需品として欠かせないものになっていますが、その取扱いや保管方法を間違えると、火災発生の危険が大きく、また、いったん火災になるとまたたく間に燃え広がります。災害を未然に防ぐため、次のことに注意しましょう。

ガソリン、灯油などは必要以上に貯蔵しないようにしましょう。また、安全な場所で管理しましょう。引火性の危険物(ガソリン、灯油、スプレー缶など)を火の近くで使用するのはやめましょう。車などの給油中は、必ずエンジンを切りましょう。

